

母子・寡婦福祉資金貸付の必要書類について

貸付資金名：【就学支度資金】

【申請時】

1. 母子寡婦貸付資金貸付申請書（第1号様式）
2. 住民票謄本 1通（市民課） ※申請者・保証人分
3. 戸籍謄本 1通（市民課） ※申請人のみ
4. 合格証明書または合格通知書（就学支度資金）
5. 所得・課税証明書 各1通（税務課） ※申請者、保証人
6. 身分証明書（市民課） ※保証人
7. 宅地等見取図（申請人・保証人）
8. 調書（児童家庭課担当が作成）
9. 入学要項（入学金納入通知書等）
10. 見積書（任意様式可）※就学支度資金
※申請者はお子さんでお願いします。
※お母さんは第1号様式の法定代理人欄に記載をお願いします。
※印鑑は、すべて実印でお願いします。

【申請の流れ】

申請者→児童家庭課へ必要書類提出

石垣市 → 八重山福祉保健所（TEL 82-2330）へ送付

八重山福祉保健所→ 申請者へ面接等の連絡

八重山福祉保健所審査会 → 決定通知 または 不決定通知

【貸付決定後の必要書類】

1. 借用書（登録印の押印） ※月・日を記入しない
2. 請求書（2部） ※月・日を記入しない
3. 誓約書（第4号様式） ※実印使用
4. 印鑑登録証明書（申請人1通・保証人1通）
5. 印鑑（登録されたもの）
6. 預金通帳（写し）
7. 債権者登録申請書 ※銀行登録印

石垣市 福祉部 児童家庭課 児童福祉係

TEL 82-1704（内線254）

FAX 82-8055